

肝付町介護保険福祉用具購入費受領委任払い取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第44条第1項に規定する居宅介護福祉用具購入費及び法第56条第1項に規定する介護予防福祉用具購入費の受領委任払いについて必要な事項を定めるものとする。

(受領委任払い)

第2条 居宅介護福祉用具購入費及び介護予防福祉用具購入費(以下「福祉用具購入費」という。)の受領委任払いとは、法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者、法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者が、法第44条第1項及び法第56条第1項に規定する特定福祉用具購入(以下「福祉用具購入」という。)を行う場合において、福祉用具を販売した事業者(以下「販売事業者」という。)に福祉用具購入費の受領の権限を委任することをいう。

2 前項の受領委任払いは、居宅要介護等被保険者が法第63条から法第69条までのいずれかの規定に該当する場合は行わないものとする。

(登録及び誓約書)

第3条 受領委任払い登録を希望する販売事業者は、町が定める期間内に介護保険福祉用具購入費受領委任払いに係る誓約書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 誓約書は、初めて登録を行う場合に提出するものとし、その後の提出は省略することができる。

(登録の変更・廃止・休止・再開・辞退)

第4条 介護保険福祉用具購入費受領委任払い登録事業者の登録の変更・廃止・休止・再開・辞退をする販売事業者は、介護保険福祉用具購入費受領委任払い登録事業者(変更・廃止等)届出書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

(登録の抹消)

第5条 町長は、誓約書の内容に反する行為が明らかになった販売事業者については、以後の介護保険福祉用具購入費の受領委任払いを認めないことができる。

(福祉用具購入費の支給申請)

第6条 福祉用具を購入した居宅要介護等被保険者は、当該福祉用具購入に係る費用のうち自ら負担すべき額を販売事業者に支払い、要領に定める介護保険居宅介護(支援)福祉用具購入費支給申請書(受領委任払用)(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 利用者負担額に係る領収証
- (2) 福祉用具サービス計画書
- (3) 福祉用具購入後の写真(撮影日付の明記されたもの)

- (4) 福祉用具のパンフレット又は概要を記載した書面
- (5) その他町長が必要と認める書類

(福祉用具購入費の支給)

第7条 町長は、前条の領収証等の提出があった場合、その内容を審査し、福祉用具購入費の支給の可否を決定した後、居宅要介護等被保険者に介護保険福祉用具購入費の支給・不支給の決定について通知するものとする。

2 前項の支給を決定した場合、受領委任の受任者である販売事業者に対し支給すべき福祉用具購入費を支給するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年9月1日から施行する。